

【篠栗町農業委員会議事録】

1. 開催日時 令和4年4月6日（水） 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場 2階 中会議室

3. 出席委員（13名）

農業委員

4番 鷹巣 礼子（会長）
10番 松田 護（副会長）
1番 井上 宗利
2番 井上 重誠
3番 平井 眞澄
5番 井上 勘次
6番 村瀬 久美子
8番 葉山 繁美
9番 三代 由美子
11番 柳池 達美
12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則
川内 行雄

4. 欠席委員（1名）

7番 城戸 一寿

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について（1件）

議案第2号 農地法第3条の許可申請について（3件）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大

事務局員 吉村 淳子

事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和4年4月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、7番 城戸一寿委員が欠席ですが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>8番： 葉山 繁美 委員</p> <p>9番： 三代 由美子 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、議案第1～2号について審議し、散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について 審議】</p> <p>それでは、議案第1号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について 説明】</p> <p>それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について説明いたします。まずは、この制度について簡単にご説明いたします。</p>

被相続人から農地等を相続した際、場合によっては相続税が発生します。この相続税の納付を猶予し、猶予後も一定の要件を満たせばその猶予した税額を免除するという税法上の制度です。これを「相続税の納税猶予の特例」と言います。

この特例の適用を受けようとする場合、相続発生後 10ヶ月以内に、税務署に対し申告しなければなりません。その際農業委員会が発行した「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を資料として添付することとなり、そのため今回適格者証明願の申請があったものです。

では、一体どういった点について、農業委員会は適格者として証明するのか、ということですが、

1. 被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた人であること。
2. 被相続人から相続した農地について、相続人が申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人であること。
3. 被相続人が農業の用に供していた農地等で、相続税の申告期限までに遺産分割協議されたものであること。

以上の点が特例の適用を受けようとする相続人に、求められる要件となります。税務署では把握しきれないため農業委員会が適格者かどうかについて審議し、適格者証明書の発行を行うこととなります。

今回、税務署に対して申告したからといって、税の納付義務がなくなった訳ではなく、あくまでも要件を満たしている間は「猶予します。」というものですので、例えば、農地として営農していない事となると、納税猶予から除外され、本税と利子税を一括で納付を求められることとなります。

このため3年毎に、「特例の適用を受けるための継続届出書」を税務署に提出する必要がありますし、この継続届出書には、再度農業委員会の証明が必要となります。また税務署から農業委員会に対し、営農実態の調査依頼なども行われています。

要件を満たしていれば免除されますが、要件を欠くと一括で納付してください。という税法上の制度となります。

それでは、今回の申請について説明いたします。

議案書は1ページをご覧ください。

【議案書の朗読】

令和4年3月18日付で申請を受け付けたものです。

申請に必要な添付書類については全て具備されており、中身の審査においても何ら問題はありませんでした。また申請地についても、現地確認の結果、耕作により適正に管理されております。

事務局の説明は以上です。

議長

【議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について 採決】

ありがとうございました。

議案第1号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。

【質問等なし】

それでは採決いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、原案

	<p>のとおり決定し証明書を発給することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>全員賛成により、議案第1号は原案のとおり決定し、証明書を発給することといたします。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 審議</p> <p>それでは、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 説明】</p> <p>それでは「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は3件となっております。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>令和4年3月25日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。</p> <p>【議案第2号 審議番号1の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は1437㎡となっております。</p> <p>農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などにつ</p>

いても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。

次に審議番号2について説明します。

議案書9ページをお開きください。

令和4年3月25日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。

【議案第2号 審議番号2の朗読】

概要について説明いたします。

今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は1879㎡となっております。

農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。

次に審議番号3について説明します。

議案書12ページをお開きください。

令和4年3月25日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。

【議案第2号 審議番号3の朗読】

概要について説明いたします。

今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は3888㎡と

	<p>なっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議番号1, 2, 3について地元農業委員の松田副会長から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
10番 (松田委員)	<p>特にありません</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>議案第2号審議番号1について審議、採決いたします</p> <p>議案第2号の審議番号1について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号の審議番号1について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p>

出席委員全員の賛成により、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」の審議番号 1 については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 2 号審議番号 2 について審議、採決いたします。

議案第 2 号審議番号 2 について何かご意見、ご質問はありませんか。

【質問等なし】

それでは採決いたします。

議案第 2 号の審議番号 2 について賛成の方は挙手願います。

【出席委員全員挙手】

出席委員全員の賛成により、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」の審議番号 2 については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 2 号審議番号 3 について審議、採決いたします。

議案第 2 号審議番号 3 について何かご意見、ご質問はありませんか。

【質問等なし】

それでは採決いたします。

議案第 2 号の審議番号 3 について賛成の方は挙手願います。

【出席委員全員挙手】

出席委員全員の賛成により、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」の審議番号 3 については原案のとおり決定いたします。

事務局	<p>【事務連絡】</p> <p>・研修会について</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで令和4年4月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>